

宗像都市計画地区計画の変更（宗像市決定）

都市計画東部研究学園地区地区計画を次のように変更する。

名称	東部研究学園地区地区計画	
位置	宗像市アスティ1丁目、アスティ2丁目 富地原字銭垣の一部、武丸字長浦、藤ヶ森、西明谷の一部	
面積	約 42.4 ha	
区域の整備・開発及び保全方針	地区計画の目標	本地域は、九州北部研究学園都市建設構想に基づく、むなかた研究学園都市の中核となる地域として、研究学園施設及び住宅施設等の必要な地区施設等の整備を行うとともに、建築物の規制、誘導を行い、周辺地域との調和に配慮した市街地の環境形成を目標とする。
	土地利用の方針	本地域を研究学園地区、住宅関連地区、公園地区に分け、研究学園地区には、学校、研究所、研究学園施設を整備し、住宅関連地区には、研究者等の住宅等を整備する。また各地区に都市計画道路を中心に区画道路を配置し、本地域を調和ある研究学園都市として形成を図る。
	地区施設の整備の方針	周辺地域への影響を考慮し現況樹林を緑地として配置するとともに、中心部に、研究者、市民の憩いの場として、公園を配置する。 また、当地区中央を東西に走る都市計画道路、葉山武丸線（幅員16m）を整備し、この都市計画道路を骨格として一体的な市街地の形成が図られるよう区画道路を適正に配置する。
	建築物等の整備の方針	研究開発業務の展開に適した環境及び住宅地の快適な街並み空間を創出し、これを保全するために建物の用途、形態等の制限を行い、周辺地域と調和した環境の形成を図る。

地区整備計画区域の面積		約 29ha				
地	地区施設の配置 及び規模		道路	幅員	12m	9m
				延長	約 1,310m	約 910m
			緑道	幅員	6m	
				延長	約 330m	
緑地			約 20,950 m ²			
区	建	地区の 区分	地区の名称	研究学園地区	住宅関連地区	
			地区の面積	約 21.3ha	約 7.7ha	
整 等 に	建 築 等 に	建築物等の 用途の制限		次の各号に掲げる建築物及びこれに付属する建築物以外の建築物は建築してはならない。 ①学校その他これに類する教育施設 ②研究所又は事務所で、騒音、振動、排水等により環境の悪化をもたらすおそれのない施設 ③郵便局、銀行、公衆電話所	次の各号に掲げる建築物及びこれに付属する建築物以外の建築物は建築してはならない。 ①住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 ②神社、寺院、教会 ③老人ホーム、保育所 ④学校、事務所、病院、店舗 ⑤公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物	
		建築物等の敷地面積の最低限度		3,000 m ² (ただし、用途の制限のうち 3 号に該当する建築物は除く。)	230 m ²	
		壁面の位置の制限		道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低制限は、1.5mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。 ①外壁等の中心線の長さが3m以下であること。 ②物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ床面積の合計が 5 m ² 以内であること。		
		建築物等の高さの最高限度		建築物の高さの最高限度は地盤面から 20m 以内とする。		
備 す る 事 項	かき又はさくの構造の制限		高さが 1.2m 以下の透視可能な材料(高さが 60cm 以下の部分はこの限りではない。)で造られたものとする。ただし、生け垣はこの限りでない。			
	備考		用語の定義及び算出方法については建築基準法及び同法施行令の例による。 また、「学校のうち各種学校」及び「その他これに類する教育施設」については、建築基準法の一部を改正する法律等の施行について(昭和52年10月31日建設省住指発第778号)第三(一)に規定する教育施設で、設立目的、建築物の設計、利用形態等が本地区計画の方針に適合するものであること。			

「区域は計画図表示のとおり」